

令和4年第2回(臨時)
須恵町議会会議録

令和4年5月20日

議会事務局

目 次

第 1 号 (5月20日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	4
議席の指定	5
常任委員の選任	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
議案第 27号	6
議案第 28号	7
議案第 29号	9
議案第 30号	10
議案第 31号	11
議案第 32号	12
議案第 33号	12
議案第 34号	12
議案第 35号	12
福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙	26
閉 会	26

議事日程(第1号)

令和4年5月20日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 常任委員の選任
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 議会第27号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第28号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第29号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第30号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第33号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 常任委員の選任
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 議会第27号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第28号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決

処分について

- 日程第 7 議案第 29 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分について
- 日程第 8 議案第 30 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 32 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 33 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 34 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 35 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

出席議員 (14 名)

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊

税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ く り 課 長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	欠 席
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和4年になっての初めての本会議でございます。
また、執行部のほうも新しくなった課長さん等、顔ぶれが違ってはいますが、本来は挨拶を
頂きたいところでございますが、時間の都合上、割愛させていただきます。課長、大丈夫ですか。
大丈夫。前を向いてお願いします。

それでは、開会前に、4月17日の町長選挙及び議員補欠選挙におきまして当選されました平
松町長、百田輝子議員、また、4月1日付で就任されました猪股教育長に御挨拶を自席でお願い
したいと思います。

まず、平松町長、お願いいたします。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。臨時議会の当初に挨拶の機会を頂きまして
ありがとうございます。4月12日に告示、4月17日の選挙に向かって後援会とともに頑張っ
てまいりました。凶らずも無投票という形で通していただいたこと、本当に議員の皆様の御支援
のたまものだと思っております。詳しい2期目に対する報告等については、6月当初本会議の冒
頭に所信表明という形である程度詳しく説明させていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 次に、百田輝子議員、お願いします。

○議員（7番 百田 輝子） おはようございます。百田輝子でございます。7年ぶりだと思うの
ですが、この議場に来まして、とてももう緊張しております。これから須恵町議会議員として誠
心誠意頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、猪股教育長、お願いします。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。3月に御承認いただきまして、4月
に教育長に就任しました猪股清貴と申します。須恵町の教育行政の充実・発展のために、微力で
はございますが、精いっぱい取り組んでまいりますので、御指導、御支援のほう、どうぞよろし
くお願いいたします。

○議長（松山 力弥） それぞれの立場におかれまして、住民の福祉の増進に尽力されますことを
祈念いたします。

それでは、ただいまから令和4年第2回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで、舛本健康増進課長より欠席の届出がっておりますので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和4年度第2回臨時会議会運営委員会
の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は、条例の一部改正4件、専決処分5件でございます。

また、議案とは別に、議員補欠選挙におきまして当選されました百田輝子議員の議席の指定、常任委員会の選任及び福岡県介護保険広域連合議員の選挙を予定しております。

なお、議案第32号から35号は関連議案でございますので、一括議題といたします。

委員会付託につきましては、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会2件となっております。

提案理由の説明後、予算審査特別委員会及び各常任委員会において審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、会期は本日一日限りとしております。

また、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 議席の指定

○議長（松山 力弥） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長が指定することになっておりますので、百田輝子議員の議席を7番に指定します。

日程第2. 常任委員の選任

○議長（松山 力弥） 日程第2、常任委員の選任について報告します。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、閉会中においても議長が指名することができることになっております。

去る4月18日、百田輝子議員の所属については、文教厚生委員会を指名しておりますので、御報告いたします。

日程第3. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

第2回臨時会の会期を本日一日限りとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回臨時会の会期を本日一日限りとすることに決定しました。

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、3番議員を指名します。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第32号から議案第35号までは関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第27号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。

では、議案書は1ページをお願いします。

議案第27号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてでございます。

令和3年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第10号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、本議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億4,141万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億7,314万9,000円とするものでございます。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものから説明をいたします。

2款地方譲与税から14款国庫支出金までは、3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増

額及び減額補正をしております。

16款財産収入は、不動産売払い収入1,177万7,000円の増額補正です。

17款寄附金4億7,092万円の減額補正は、篤志寄附金の増額とふるさと応援寄附金の減額補正でございます。

4ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項総務管理費3億89万6,000円の減額補正は、ふるさと応援寄附金事業及び基金管理事務の減額補正です。

3款1項社会福祉費2,959万円の減額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の減額でございます。

6款2項林業費6万7,000円の増額補正は、森林環境譲与税基金積立金の増額補正でございます。

8款5項下水道費1,100万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第27号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

日程第6. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第28号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第28号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出いたしまして、議決を頂いた

ところでございますが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億606万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,530万7,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

保険税の収納見込みや国・県の補助金等の決定額等、決算見込みに近い形での増額補正を計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから530万8,000円の減額補正を行っております。

3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金が年度末に確定しましたので、47万3,000円の増額補正をしております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で7,814万4,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、職員給与及び事務費に係る補正と歳出予算補正によりまして2,959万円の減額補正となっております。このうち、一般会計繰入金は2,620万6,000円を減額いたしております。

7款諸収入につきましては、決算見込みによるもので、650万8,000円の増額補正をしております。

次に、3ページ、歳出でございます。

各費目ともに決算見込みにより減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から6項傷病手当金までをそれぞれの決算見込みによる不用額9,753万1,000円の減額補正を行っております。

6款保健事業費につきましても、不用額432万1,000円の減額補正をしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託します。

日程第7. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第29号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） おはようございます。初めて登壇させていただきます。上下水道課の岩崎勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

令和3年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ920万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億848万2,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項負担金、補正額180万円の増額は決算見込みによるもの、5款1項他会計繰入金、補正額1,100万円の減額は一般会計繰入金の収支調整によるものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項総務管理費、補正額 1 7 0 万円の減額は負担金補助及び交付金の決算見込みによるもの、2 款 1 項下水道事業費、補正額 7 5 0 万円の減額は、委託料、工事請負費、補償、補填及び賠償金及び需用費の決算見込みによるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 2 9 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 9 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 3 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 3 0 号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋真由美） おはようございます。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定されます文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について説明いたします。2 ページから 5 ページになります。

第 1 条関係では、住民税関連で、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の申告内容の追加、寄附金税額控除における経過措置終了に伴う改正、住宅ローン控除の適用期限を 4 年間延長し、令和 7 年末までの入居者を対象とするとともに、2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現に向けた対策として、省エネ性能等の高い認定住宅等の借入限度額の上乗せが行われるなど、当面の経済状況を踏まえた措置が講じられます。

次に、固定資産税関連では、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正や令和 3 年度の評価替えに当たり、課税標準額が増加する土地について、令和 3 年度に限り、前年度

の課税標準額に据え置く措置が講じられていた住宅用地については現行どおりに、また、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が評価額の5%のところを2.5%とされる改正、その他、固定資産税に係る登記所からの市町村への通知事項等の拡大等による改正でございます。

次に、第2条関係では、令和3年改正条例の個人の町民税の申告書について、規定の整備に伴う所要の改正でございます。

附則です。第1条で施行期日をこの条例は令和4年4月1日から施行するとし、第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上、報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしく願います。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、地方税法施行令の一部改正が令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、保険税負担の公平性を確保する観点から、課税限度額の引上げを行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。3ページでございます。

第3条課税額です。第2項、基礎課税額（医療分）の限度額を63万円から65万円に改正す

るとし、第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に改正するとしております。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額が99万円から102万円に、合計3万円引き上げられることとなります。

第25条の国民健康保険税の減額におきましても、同様の限度額の改正を行っております。

2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項で施行期日をこの条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第32号

日程第11. 議案第33号

日程第12. 議案第34号

日程第13. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第33号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第34号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第35号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としましては、令和3年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

内容としましては、期末手当基礎額に乗じる率を100分の127.5から100分の120に変更するものです。再任用職員については、100分の72.5から100分の

67.5に変更します。年間で期末手当0.15月分、再任用職員は0.1月分の引下げになります。

附則ですが、第1条で施行期日を公布の日からとしております。

第2条で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しています。

令和3年の人事院勧告については、令和4年の6月期末手当支給分から減額するよう取り扱うものでございます。

第3条で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

次に、議案第33号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

内容につきましては、議会議員の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の167.5から100分の162.5に変更するものです。年間で期末手当0.1月分の引下げになります。

附則ですが、第1項で施行期日を公布の日からとしております。

第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しています。

先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、令和3年度の引下げ分について、令和4年6月支給分から減額するというものでございます。

第3項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

次に、議案第34号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、令和3年8月10日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案第33号と同じでございます。

特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の167.5から100分の162.5に変更するものでございます。

附則につきましても、第1項で施行期日を公布の日からとしております。

第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

令和3年度の引下げ分について、令和4年6月支給分から減額するというものでございます。

第3項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

次に、議案第35号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、令和3年の人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する条例が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

内容としましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職の職員の給与に関する条例第19条から第19条の3までを準用することにしていきますので、本則の改正はございません。

2ページをお願いします。

附則第2項で、一般職の給与の条例と同じく、令和4年6月支給分の期末手当から減額するというものでございます。

第3項で、会計年度任用職員の中でも、処遇改善事業の実施の対象となった幼稚園に勤務する会計年度任用職員については、令和4年度の期末手当の支給率は、改正前の支給率100分の127.5で適用するという内容になります。

以上が今回の改正内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第32号から議案第35号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第35号までを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会、各常任委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第14. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第27号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第27号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,141万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,314万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第15. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第28号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第28号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億606万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,530万7,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税は、4月末時点の決算見込みから530万8,000円の減額の補正を行っています。

3款1項国庫補助金47万3,000円の増額は、災害等臨時特例補助金の増額によるものです。

8ページ、9ページ、4款1項県補助金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の補正を行い、全体で7,814万4,000円の減額補正を行っています。

5款1項他会計繰入金は、年度末の収支見込みにより2,959万円の減額補正です。

また、6節その他一般会計繰入金2,620万6,000円の減額で、国民健康保険税及び県支出金等の補正と歳出予算補正による減額となっております。

10ページ、11ページ、7款3項雑入は、第三者納付金及び返納金の決算見込みにより620万8,000円の増額です。

12ページ、13ページ、歳出です。

1款1項総務管理費83万8,000円の減額、2項徴税費46万2,000円の減額、2款1項療養諸費6,953万9,000円の減額、高額医療費2,375万7,000円の減額、4項出産育児諸費295万8,000円の減額、5項葬祭諸費21万円の減額、6項傷病手当金101万7,000円の減額は、それぞれ決算見込みによる不用額の減額補正を行っています。

18ページ、19ページ、6款1項保健事業費179万6,000円の減額は、職員人件費及び医療適正化事業を決算見込みにより不用額を減額しております。

2項特定健康診査等事業費252万5,000円の減額も、同じく不用額を減額補正しております。

20ページ、21ページ、8款1項償還金及び還付加算金は決算見込みにより109万2,000円の減額、9款予備費は不用額180万7,000円の減額補正をしております。

質疑として、出産の件数を31件とのことですが、昨年度と比較しての増減は、という質疑に昨年度は24件で、7件増えていますとの答弁でした。

以上、文教厚生委員会全員賛成で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第16. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第29号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上真） 議案第29号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ920万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億848万2,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。

1款1項負担金180万円の増額は決算見込みによるもの、5款1項他会計繰入金1,100万円の減額は一般会計繰入金で収支調整によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費170万円の減額、2款1項下水道事業費750万円の減額は、それぞれ決算見込みによるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第17. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上真） 議案第30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたことによるものです。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。8ページをお開きください。

まず、第1条関係でございます。

第18条の4につきましては、地方税法第382条の4の交付規定に、市町村が証明書の交付をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されることに伴う改正です。

第33条につきましては、第4項及び次の9ページ、第6項で、現行では上場株式等に係る配当所得につき、納税義務者が所得税と個人住民税において総合課税または分離課税という異なる課税方式の選択が可能となっているものを確定申告書の記載によってのみ適用し、同一の課税方式とするものです。

第34条の7第1号——次の10ページになります——オにつきましては、寄附金税額控除において、平成26年度から7年の経過措置終了により削除するものです。

第34条の9第1項と第2項につきましては、第33条と同様の改正です。

次の11ページをお願いします。

第36条の2第1項につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備で、同条第2項は、項ずれによる整備を行っております。

次の12ページをお願いします。

第36条の3の2第1項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加し、次の第36条の3の3第1項で、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者についての提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加する改正です。

次の13ページをお願いします。

第48条第9項と第15項につきましては、項ずれによる反映です。

第53条の7につきましては、省令改正に合わせて文言の整備を行っております。

次の14ページをお願いします。

第71条につきましては、減免規定に合わせて文言の整備を行っております。

第73条の2及び第73条の3につきましては、第18条の4と同様に、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付において、DV被害者等の当該住所に代わる事項の記載が追加されることに伴う改正です。

附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長等の見直しによる改正です。

次の15ページから17ページです。

附則第10条の2につきましては、第2項で、下水道法第12条第1項に規定する除害施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を参酌基準が変更されたことにより5分の4に改定し、第25項に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を4分の3と、新規に定めるものです。その他、項ずれによる反映です。

附則第10条の3につきましては、第9項と第11項で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

次の18ページです。

附則第12条につきましては、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が評価額の5%のところを2.5%とする改正です。

附則第16条の3につきましては、第2項で、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正です。

次の19ページです。

附則第17条の2につきましては、第3項で、引用条項の削除に伴う規定の整備を行っております。

附則第20条の2第4項及び次の20ページ、附則第20条の3第4項、第6項につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備を行っております。

次の21ページをお願いします。

附則第26条につきましては、住宅借入金特別控除の延長見直しに伴う規定の整備を行っております。

次の22ページをお願いします。

第2条関係では、令和3年改正条例の個人の町民税に係る扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備について、町民税に関する経過措置としての規定の整備を行っております。

5ページに戻っていただきます。

附則でございます。第1条で施行期日をこの条例は令和4年4月1日から施行するとし、第1号から次の6ページの第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第18. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、地方税法施行令の一部改正が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、

当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したことによります。

3 ページ、新旧対照表を御覧ください。

ここでは、保険税負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がなされています。

第3条第2項で、基礎課税額に関わる課税限度額を改正前63万円から改正後65万円に改正し、第3項で、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に改正するとしています。この制度の改正に伴い、140万円程度の増収と試算しています。

次の第25条国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

2ページに戻って、附則です。第1項で施行期日をこの条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

質疑として、最高限度額は郡内統一かとの質疑に対し、税率は違うかもしれないが、最高限度額は一応一定とされていますと思いますのでとの答弁でありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長。

○文教厚生委員長（三角 栄重） はい。

○議長（松山 力弥） 質疑は何やって。質疑。

○文教厚生委員長（三角 栄重） ごめんなさい。

○議長（松山 力弥） 質疑は何。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 質疑。最高限度額は国からの指示で統一されていますがと思いますがとの答弁がありましたと……

○議長（松山 力弥） いやいや、どういう質疑、質問があったんですかって。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 最高額が、限度額が町によって違うから、ところが、この改正案が来たときに国から指示されていますので、ほとんど変わらないと思いますという答弁でした。確定があったわけじゃないんですかね、これ。

○議長（松山 力弥） いや、要するに、質疑は最高限度額が幾らかということですか。

○文教厚生委員長（三角 栄重） いや、それはありませんでした。最高限度額の額はありませんでした。

○議長（松山 力弥） 糟屋地区の限度額は全部一緒なのかと。

○文教厚生委員長（三角 栄重） うん。

○議長（松山 力弥） それに対して。

○文教厚生委員長（三角 栄重） いや、国の指示でそういうのがありますが、大体統一されてい

と思いますという答弁でした。

○議長（松山 力弥） 分かりました。

○文教厚生委員長（三角 栄重） いいですか。

○議長（松山 力弥） はい。

ここでお諮りします。昼食の時間になっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第19. 議案第32号

日程第20. 議案第33号

日程第21. 議案第34号

日程第22. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第33号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第34号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第35号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上真） 議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、令和3年8月10日付の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

3ページを御覧ください。新旧対照表で説明いたします。

一般職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の127.5から100分の120に変更するものです。再任用職員については、100分の72.5から100分の67.5に変更します。

具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間2.55月を0.15月引き下げて2.4月とするものです。

2ページに戻っていただいて、附則についてですが、第1条で施行期日を公布の日からとしております。

第2条で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しています。

これにつきましては、例年であれば、人事院勧告で期末手当の率に変更になる場合、基準日となる12月1日までに条例を改正し、12月の期末手当で調整するところですが、令和3年の人事院勧告については、コロナ禍における経済情勢等を踏まえ、12月には反映させず、令和4年の6月支給分で調整するよう、国家公務員の給与法が改正されたため、地方公務員も同様に扱うものです。

調整の方法は、令和3年度分の引下げ額、つまり、令和3年12月の期末手当支給額に一般職であれば127.5分の15を乗じた額、再任用職員については72.5分の10を乗じた額となりますが、これを令和4年6月支給分から減額するという方法です。

令和3年12月に期末手当の支給を受けなかった職員、今年の4月の新規採用職員や令和4年3月末の退職者は、この附則第2条の措置は適用されません。

第3条で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

次に、議案第33号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に順次、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要があるものでございます。

3ページを御覧ください。新旧対照表で説明します。

議会議員の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の167.5から100分の162.5に変更するものです。具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.35月を0.1月引き下げて3.25月とするものです。

2ページに戻っていただいて、附則についてでございますが、第1項で施行期日を公布の日からとしております。

第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しています。これについては、先ほどの一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、令和3年度の引下げ

分について、令和3年12月の期末手当支給額に167.5分の10を掛けた額を令和4年6月支給分から減額するというものです。また、一般職の給与条例と同じく、令和3年12月に期末手当を受けなかった議員には、この第2項の規定は適用されません。

第3項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

議案第34号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和3年8月10日付の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

3ページを御覧ください。新旧対照表で御説明します。

特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の167.5から100分の162.5に変更するものです。議案第33号と同様に、特別職の期末手当を0.1月引き下げて3.25月とするものです。

2ページに戻っていただいて、附則についてですが、第1項で施行期日を公布の日からとしております。

第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しています。

先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、令和3年度の引下げ分について、令和3年12月の期末手当支給額に167.5分の10を掛けた額になりますが、この引下げ額を令和4年6月支給分から減額するというものです。

また、一般職の給与条例と同じく、令和3年12月に期末手当を受けなかった特別職には、この第2項の規定は適用されません。

第3項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

議案第35号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、これまでの3つの改正条例と同様、令和3年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

3ページを御覧ください。新旧対照表で御説明します。

会計年度任用職員の期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例第19条から第19条の3までを準用することとしていますので、本則の改正はございません。今回は附則に2つの項を追加しています。

まず、附則第2項についてですが、これは、先ほどまでの一般職、議員、特別職の給与条例と同じく、令和3年12月の引下げ分を令和4年6月支給分から減額としております。一般職と同じで0.15月の引下げです。

第3項では、会計年度任用職員の中でも、処遇改善事業に該当する幼稚園に勤務する会計年度任用職員については、令和4年の期末手当の支給率は改正前の支給率100分の127.5を令和4年度末まで適用するという内容になります。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第32号から議案第35号までについて、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号須恵町会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第23、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。

本選挙は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第2項の規定により、関係市町村の議会の議員及び長のうちから1名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に平松秀一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました平松秀一君を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました平松秀一君が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

会議を閉じます。

令和4年第2回須恵町臨時会を閉会します。

午後0時17分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力弥

署名議員 2番 男澤 一夫

署名議員 3番 稲永 辰己